## 高野町木材利用方針

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針(平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。)及び和歌山県が定めた木材利用方針に即して、公共建築物等における木材の利用を促進することにより、町民に安らぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供し、地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とし、公共建築物等に地元産木材利用推進する上で必要な事項を定めるものとする。

### 第1 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

高野町の総面積の約95%を森林が占め、国有林、公有林、私有林となっている。 自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、 森林の適正な整備及び保全を図ることが極めて重要である。

森林・林業の振興、山村の発展のため、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されるよう、重視すべき機能を主として、それに応じた適正な森林施業の実施による健全な森林資源の造成を推進することとする。このような現状において、高野町内の森林から産出され、和歌山県内で加工された木材(以下「紀州材」という。)の利用を促進することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮とともに、素材生産から製材・加工に至る地域林業や木材産業等の振興に寄与するなど、経済の活性化に資するものである。

また、木材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献するものである。

このようなことから、法の趣旨を踏まえ、木材のとりわけ紀州材の率先使用を進めることとし、高野町が実施する事業はもとより、広く町民一般の利用に供される公共建築物等の木造化・木質化を積極的に推進し、木材の良さを普及啓発することで、紀州材の需要拡大を図る。

### 第2 公共建築物における木材の利用の促進を図るための基本的事項

#### 1 木材の利用を促進すべき対象

ア 町等工事で整備する公共施設

広く町民の利用に供される学校施設、社会福祉施設(老人ホーム、保育所)、 病院、診療所、社会教育施設(図書館、公民館等)、運動施設(体育館)、公園施 設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎、公務員宿舎等

- イ 町等工事以外で、高野町内において民間事業者が整備するアに準ずる建築物
- ウ 民間事業者が行う公共交通機関の旅客施設及び観光施設・物産館の建築物
- エ 公共工事で設置する施設

#### 2 木造計画・設計基準の活用

公共施設の整備に当たっては、木造施設の設計(基本計画、基本設計及び実施計画) に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図る ことお目的として国が定める木造計画・設計基準(以下「木造基準」という。)の 活用を図る。

## 3 木材の地産地消の促進

ア 町内あるいは近隣地域で生産又は製造された地域産資材(丸太、製材品、内 装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品)の優先に努める。

イ 民間が整備する公共性の高い建築物においても、木材を利用する意義へと協力が得られるよう働きかける。

# 第3 町等工事で整備する公共建築物における木材の利用の目標

- 1 低層の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合 や許容範囲を超える負担増となる場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久 性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。
- 2 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等については、木質化を推進 する。特に、町民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化に配慮する。
- 3 木材を原材料とした備品及び消耗品を促進するほか、暖房器具又はボイラーを 設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。
- 4 公共工事においては、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。
- 5 その他木材の利用に当たり、以下の事項に配慮する。
  - ア 「規制・制度改革に係る対処方法(平成22年6月18日閣議決定)」による規制の見直しに係る公共施設については、積極的に木造化を図る。
  - イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材は、同法の規定により 策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満た すことを目標とする。
  - ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木 材の利用を図る。

### 第4 木材の利用の促進に関するその他必要事項

地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

#### 付則

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。